

令和4年3月25日
筑西市契約検査課

筑西市建設コンサルタント業務執行規則の施行について（お知らせ）

今般、当該規則において、建設コンサルタント業務の執行に係る必要事項を規定し、契約履行条項をもってその標準的な取扱いを定めましたのでお知らせします。

なお、施行日は令和4年4月1日とし、同日以後に契約を締結する建設コンサルタント業務から適用します。

【規則の概要】

標準的な取扱いとすべき内容が契約履行条項に明文化されます。主な内容は以下のとおりです。

- ・ 業務工程表の提出
- ・ 監督職員の配置
- ・ 一括再委託の禁止
- ・ 管理技術者の配置
- ・ 部分払請求の取扱い（既業務完了分の業務委託料相当額の9割以内）
- ・ 権利義務譲渡の取扱い
- ・ 前金払請求の取扱い（業務委託料の3割以内※500万円以上の契約に限る。）
- ・ 契約解除権行使の取扱い
- ・ 損害賠償請求の取扱い

【関連様式】

- ・ 建設コンサルタント業務委託契約書
- ・ 建設コンサルタント業務変更委託契約書
- ・ 履行条項
- ・ 業務工程表
- ・ 業務の一部委任者・下請負人通知書
- ・ 監理技術者及び照査技術者選（改）任通知書
- ・ 条件変更等通知書
- ・ 不可抗力による損害通知書
- ・ 業務完了通知書
- ・ 請求書